

## [ 事案 19-19 ] リビング・ニーズ特約保険金請求

- ・平成 19 年 9 月 13 日 裁定申立受理
- ・平成 20 年 1 月 15 日 裁定終了

### < 事案の概要 >

余命 3~4 か月以内と主治医に診断されたのでリビング・ニーズ特約保険金を請求したところ、請求時点では生体肝移植を受け事情が変更になったとしてリビング・ニーズ特約の対象には当てはまらないとの理由で、保険金が支払われなかったことについて裁定申立てがあったもの。

### < 申立人の主張 >

平成 16 年 3 月に医師から余命が 3~4 か月と告げられたので、同年 9 月にリビング・ニーズ特約保険金の支払いを請求したところ、同年 5 月に生体肝移植を受けたことにより事情が変更したことから同特約保険金を支払われないとのことだが、すでに 3 月に余命 3~4 か月という診断を受け、この時点で既に保険金請求権が発生しているのだから、その後の事情の変更により請求権が失われるものではない。

保険会社は「請求日」が支払可否判断の基準時であると主張するが、約款には支払事由として「主契約の被保険者が余命 6 か月以内と判断されるとき」としか記載されておらず、請求期限、請求時期が明確に記載されていないので納得出来ないので、リビング・ニーズ特約保険金の支払いを求める。

### < 保険会社の主張 >

平成 16 年 3 月の時点においても、生体肝移植をすれば余命 3~4 か月とは言えなかったのであるから、請求要件に該当しない。

リビング・ニーズ特約保険金の支払事由である「余命が 6 か月以内と判断されるとき」とは、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命 6 か月以内であると客観的に認められることである。(生体肝移植は日本移植学会の広報委員会が中心となって資料収集を行って作成された臓器移植ファクトブックによるデータによっても分かるとおり、日本で一般的に認められた医療である)

余命が 6 か月以内であるとの判断は、請求の時点においてなされるべきであるが、請求時点ではすでに生体肝移植施行後であり、余命 6 か月以内には該当しないので申立人の請求には応じられない。

### < 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立書、答弁書等の書面により審理した結果、下記のとおり本件申立てには理由がないと判断し裁定書にその理由を明らかにし、裁定手続きを終了した。

- (1) リビング・ニーズ特約保険金は、極めて限られた余命であると推測される場合に、その余命期間内の経済的必要を満たすことを目的に被保険者が保険金の給付を希望した場合に支払われる保険金である。そのことを目的に、死亡保険金のように「死亡」という客観的に認識できる一定の事実があれば直ちに発生する請求権ではなく、請求によって初めて具体的請求権が発生するものであるから、「余命 6 か月以内と判断されるとき」という請求権の発生要件も請求の時に存在しなければならない。

また、約款上の文言も「判断されたとき」ではなく、「判断されるとき」と記載されていることから、少なくとも請求の時点において余命 6 か月と判断されなけれ

ばならないものと解される。

- (2) 申立人は、過去に主治医から「余命6か月以内である」との告知を受けたことをもって、保険金請求権が発生した旨主張するが、主治医の告知は余命判断の有力な基礎事実であるものの、請求権発生要件ではないから、過去の告知の事実をもって保険金請求権が発生したとの主張は、約款の解釈を誤っていると云わざるを得ない。

従って、請求時点において「余命が6か月以内である」と判断する基礎事実が存在しないとする保険会社の判断が不当なものでない限り、本特約に基づく保険金請求権は発生しないものである。

- (3) 平成16年8月付の主治医の診断書によれば「平成16年3月に余命を3乃至4か月」と判断した事実の記載はあるものの、同時に生体肝移植の予定が記載されているながら、診断書発行日には既に実施されていた生体肝移植の事実、その結果にもとづく余命の判断が記載されていない。

従って、同診断書は、請求日における余命の判断を記載した書面とは認められないことから、請求要件である請求日に「余命が6か月以内」と判断する基礎事実が存在しているとは判断出来ないという保険会社の見解は妥当である。その他、余命を6か月以内であると判断すべき基礎事実を証明する証拠も提出されていないことから、請求日に「余命6か月以内」とは判断出来ないとした保険会社の見解が不当なものであるとは言えない。